

親学習プログラムを通じた家庭教育支援[†]

長谷川万由美*

宇都宮大学教育学部*

ここ 10 年ほど、家庭の教育力の低下が懸念され、家庭教育を支援するための様々な施策が取り組まれるようになってきている。本稿では、その中でも、親が主体的に参加し、他の親と交流する中から子育てに必要な知識や技術を身に付ける「親学習プログラム」に焦点をあて、栃木の事例から、親学習プログラムの実効性や今後の課題について検討する。

キーワード： 家庭教育、親学習、少子化、子育て支援、ふれあい学習

1. 家庭教育力充実への支援

(1) 政府報告等に見る家庭教育支援の必要性

家庭教育とは、主として親が家庭内において、その子どもが社会で生活していくのに必要な生活習慣などを教育することをさす。人間が生きていくには、その社会生活の基本となる文化や価値観、技術を身に付ける「社会化」と呼ばれる家庭が必要であるが、子どもの社会化の過程には、家庭だけでなく、学校、地域、社会全体などさまざまな場面での教育が前提となる。家庭はその中で、子どもの生涯の基礎となる基本的な生活習慣、価値体系を身に付ける重要な役割を担っている。このような役割を家庭の教育力という。

近年、この家庭の教育力の低下が問題とされている。1998(平成10)年6月の中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の在り方について」や同年9月の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」で家庭の教育力の低下について言及され、2000(平成12)年11月には社会教育審議会生涯教育社会教育分科審議会は『家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備について』という報告書を出している。

この報告書では、「家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫

理観、社会的なマナーなどの基礎を子どもたちにはぐくむものであり、学校や地域社会での子どもたちの活動にも影響を与えるすべての教育の出発点である」と家庭教育の役割を確認した上で、「近年、核家族化、少子化、都市化、産業構造の変化など、家庭をめぐる状況の急速な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な問題が生じている」と現状を分析している。そこで、「もはや個々の家庭だけに問題の解決を委ねるのは適当ではなく、社会全体の問題として、積極的に家庭における教育力の充実を図っていくことが求められている」と家庭教育力充実に向けた支援を行う必要性について言及している。また、充実のためには「子どもに親がどう接していくか、家庭におけるしつけの在り方とはどうあるべきか等について、親が学習する機会や、親が悩みや不安を相談するための機能が緊急に拡充・充実」される必要があると述べている。

また2004(平成16)年3月に取りまとめられた「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」(「家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会」報告)では、行政と子育てサークルなどの子育て支援団体等との連携による家庭教育支援の取組の必要性やその方策が提言されている。さらに、2004年12月に少子化対策会議が決定した少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)では、基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で

[†] Mayumi HASEGAWA* : Parents' learning programme for basic childrearing skills in Tochigi.

* Utsunomiya University

重要な役割を果たす家庭教育を支援することを重点項目のひとつとして挙げている。推進によって目指すべき社会の姿としては家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）ことが挙げられている。

(2) 教育基本法改正

このようにここ 10 年で家庭教育の支援は社会全体で取り組むべき課題であり、行政がそれを支援する必要があることが繰り返し強調されてきている。そこで、家庭教育支援を日本の教育全体の中で、明確に位置づけるため、2006(平成 18)年 12 月 22 日に施行された改正教育基本法では、家庭教育支援や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が新しく盛り込まれた(表 1 参照)。

表 1 改正教育基本法第 10 条および第 13 条

教育基本法 第 10 条 (家庭教育支援)

1 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第 13 条 (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

2. 家庭教育支援施策の現状

(1) 国による家庭教育支援

国の支援として、前節でみた子ども・子育て応援プランにおける具体的な施策には「家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進」と「ITを活用した家庭教育支援手法の普及」が挙げられている。「家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進」では子育て中の親等に対し、家庭教育に関する学習教材の提供、相談の受付け、講座の開設等、地域の実情

に応じた様々な手段を通じて、家庭教育に関する学習や情報入手の機会が充実されるよう環境整備を推進し、今後 5 年間で全市町村で家庭教育に関する講座が開始されることが目標されている。また、「ITを活用した家庭教育支援手法の普及」としては子育て中の孤立しがちな親等が、気軽に学習や相談をしたり、情報を入手することができるよう、携帯電話による子育て相談や情報提供など、ITを活用した家庭教育支援の手法を普及し、今後 5 年間で全国に普及されていくことが目標とされている。

(2) 文部科学省の家庭教育支援事業

次に親学習プログラムと関連する文部科学省での家庭教育支援事業の現状について整理しておく。文部科学省での家庭教育支援事業は生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室が担当している。2007(平成 19)年度予算でみると、総額は 14 億 3,500 万円で、次のような事業を展開している。

①「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開の推進(子どもの生活リズム向上プロジェクト)

子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し生活リズムを向上させる「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開を推進するため、生活リズム向上のための普及啓発事業や先進的な実践活動等の調査研究を行うほか、子どもの情動等に関する脳科学の成果を踏まえ、乳幼児を中心とした調査研究や指導資料の作成を行う事業で、予算額は 2 億 4,200 万円となっている。

具体的にはポスターの作成・配付、イベントの開催、全国フォーラムを全国 7ヶ所で開催、子どもの生活リズム向上のための調査研究の実施などが取り組まれている。2007(平成 19)年度からは新規事業として「生活リズム向上指導資料」が作成される。これは子育て支援団体のリーダーや社会教育主事等の指導者が、子どもの親等への相談等に応じる際に参考となるよう、子どもの情動等の科学的知見や望ましい生活リズムが教育へ与える影響などの研究成果等をふまえた内容を盛り込んだ指導資料を作成するものである。

なお、「早寝早起き朝ごはん」国民運動は内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携により推進されており、関係省庁も参加する「早ね早おき朝ごはん全国協議会」がプロジェクト推進のために結成されている⁽¹⁾。

②家庭教育支援総合推進事業

家庭の教育力の向上を図り、急速な少子化に対処するため、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親等に対する情報提供・相談体制の充実やライフステージに応じた学習機会の充実、次世代の親となる若い世代が幼児やその親とふれあう機会や父親の家庭教育参加促進など、すべての親やこれから親となる若い世代に対して、きめ細かな家庭教育支援の取組を推進するのがかていきょういく支援総合推進事業である。前年からの継続事業で、予算規模は9億8、100万円となっている。具体的には、子育ての悩みや様々な課題・困難を抱える親への情報提供・相談体制の充実として子育てサポーターリーダーの養成、ライフステージに応じた課題別子育て講座の実施、将来親となる中・高校生が、子どもとふれあうことで子育てを理解する「楽しい子育てふれあい交流事業」、子育て理解促進のための「父親の家庭教育参加促進事業」、地域における家庭教育支援施策の実態調査などが取り組まれている。

③家庭教育手帳の作成・配付

一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となることを目的として家庭教育手帳を作成し、乳幼児や小学生等を持つ全国の親に配付する。この予算は1億7、000万円で、妊娠期～就学前までの子どもを持つ親向けの「手帳1」を106万部、小学校1～4年生の親向けの「手帳2」が117万部、小学校5、6年生及び中学生の親向けの「手帳3」が119万部発行される計画である。

④ITを活用した次世代型家庭教育支援手法開発事業

ITを活用した次世代型家庭教育支援手法の開発事業として4、200万円が計上されている。これは携帯電話による子育て相談や情報提供など、ITを活用した先進的な家庭教育支援の取組を試行し、より効果的な支援手法を開発・普及することにより、一人でも多くの親に対するきめ細かな家庭教育支援の推進を図るもので、モデル事業として8団体の試行が計画されている。

(3) 栃木県の家庭教育支援施策

①栃木県のふれあい学習

栃木県の家庭教育支援はふれあい学習推進の一環

として推進されている。そこでまず、ふれあい学習について簡単にまとめておきたい。ふれあい学習とは、子どもの「生きる力」をはぐくむために、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々がふれあう交流活動（ボランティア活動や体験活動等）や学習活動（地域課題学習、生活課題学習等）の機会を充実することを具体的な内容としている（図1参照）。地域、家庭、学校がさまざまな場面で連携して、このようなふれあい学習の機会を増やすことで、家庭・地域の教育力の再生・充実と地域の活性化、そして生涯学習の一層の推進を目指すことを目的とする。「ふれあい学習の推進体制整備・情報提供」「ふれあい学習の様々な活動の機会と場の提供」「子どもや保護者への相談体制の整備等」の三分野で事業が展開されている（表2参照）。

2001（平成13）年度からは、各地域の実情に合わせた「ふれあい学習」の推進のために、各教育事務所にふれあい学習課を設置し、「ふれあい学習推進体制整備事業」を実施している。教育事務所では管内の関係団体の集まりとして年に2回、「ふれあい学習ネットワーク」を開催したり、基本的な推進方針を決めるための「ふれあい学習企画委員会」を結成したりして、ふれあい学習の推進にあたっている⁽²⁾。

②県内の家庭教育支援のための組織

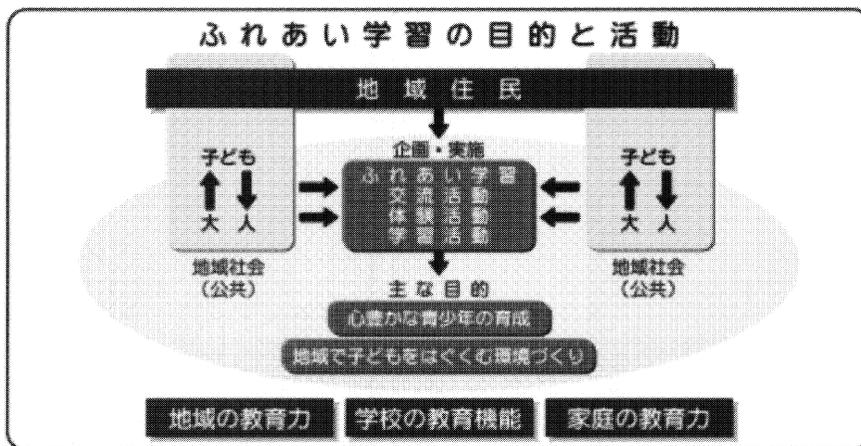
県では家庭教育振興促進委員会を設置して、栃木県における家庭教育支援施策等の現状の検討や家庭教育支援上の課題に対応した家庭教育支援のあり方や具体的方策について協議や提言を行っている。また、栃木県内の家庭教育支援のための組織としては、文部科学省が推進する家庭教育支援総合推進事業を受託する団体としてとちぎ家庭教育支援事業運営協議会がある。特に、乳幼児健診、就学時検診をはじめとする親が参加する機会を捉えて学習機会の提供を行う「家庭教育推進事業」について、市町村教育委員会や市町村規模の家庭教育推進協議会、民間団体等へ委託をして、全県的に展開してきた。

また、家庭教育を支援するための人材として、栃木県家庭教育オピニオンリーダーがある。家庭教育オピニオンリーダーは半年間の研修を経て養成される。養成の対象とされる人は、地域において家庭教育の振興に携わっている人や家庭教育振興に関する活動への意欲を持っている人の中から、市町村教育委員会教育長が推薦した人で、修了生で組織する栃

木県家庭教育オピニオンリーダー連合会のの会員数は2006(平成18)年度で779名となっている。また、

市町村教育委員会等の連携のもと、オピニオンリーダーの活躍の場を作っている。

図 1 ふれあい学習の目的と活動



栃木県教育委員会(2007)p.16 より

表 2 栃木県ふれあい学習(子どもや保護者への相談体制の整備等は文中を参照のこと) (3)

ふれあい学習の推進体制整備・情報提供	ふれあい学習の様々な活動の機会と場の提供
<p>【ふれあい学習推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい学習推進委員会 ・ふれあい学習ネットワーク ・地域教育力活性化指導者研修 <p>【生涯学習情報の提供】</p> <p>インターネットによる学習情報提供システム「レインボーネット」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのびホリデー情報提供事業 <p>【指導者の養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体指導者の養成 ・総合教育センター生涯学習研修 ・情報モラル指導者研修 ・人権教育指導者の養成 <p>【子ども放送局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が休みとなる土曜日に、子どもたちが集まる図書館、公民館、博物館等においてエル・ネットを活用して、参加型の番組を提供する 	<p>【地域子ども教室推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等を子どもの居場所として、放課後や週末における様々な体験・交流活動を実施する <p>【地域ボランティア活動推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるボランティア活動を推進するため、高校生対象・市町村ぐるみの事業・ボランティア活動支援センターの機能充実のための事業を実施する <p>【青少年活動事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが休日等を有意義に過ごすための多彩な体験活動プログラムの開発や実践 <p>【リズムスクール支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生を中心とした青少年が本県ゆかりの優れた芸術家から直接技術指導を受ける <p>【アカデミアとちぎ推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設や教育機能を一般に開放し、県民の知識、教養の向上を図る <p>【子どもの読書活動推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県子ども読書活動推進計画の推進 <p>【児童生徒の文化活動の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回舞踊公演/巡回演劇公演/移動音楽鑑賞教室/本物の舞台芸術体験事業/学校への芸術家等派遣事業 <p>【子どもゆめ基金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの体験活動支援事業」「子どもの読書活動支援事業」など、民間団体が実施する様々な体験活動等への助成 <p>【文化体験プログラム支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが様々な機会に多様な文化に触れあい体験する機会を提供 <p>【伝統文化こども教室事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが伝統文化を体験・習得する機会を提供(文化庁主催 伝統文化活性化国民協会委嘱)

(4) 2007(平成19)年度の栃木県家庭教育支援

栃木県では、家庭を、乳幼児期の親と子のきずなの形成に始まる家族とのふれあいを通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する教育力を持つもので、すべての教育の出発点であると捉え、子どもの心身の成長に重要な役割を果たす家庭教育を支援するため、体制の充実や啓発活動、学習機会の提供などを行っている。2007(平成19)年度栃木県生涯学習事業計画でも重点事業三つのうちのひとつとして家庭教育の支援が挙げられていることからわかるように、県の生涯学習の中でも現在、もっとも力が入れている事業のひとつである。親学習プログラム以外の2007(平成19)年度の具体的な事業としては以下のようなものが取り組まれている。

①ホットほっと電話相談

子育てに不安を持つ親や悩みを抱える子どもがいつでも気軽に相談できるような電話相談を開設している。保護者を対象としては「家庭教育ホットライン」(毎日朝8:30-21:30、時間外はfaxまたは留守電対応)、子どもを対象としては「いじめ相談さわやかテレホン」(毎日24時間)がある。2007(平成19)年度の相談件数(2008年1月末現在)は、家庭教育ホットラインが1,108件、いじめ相談さわやかテレホンが675件となっている。

②父親のネットワークづくり促進事業

父親の家庭教育への参加を促進するため、県内8地区で父親と子どもが参加しやすいイベントなどを開催している。実施は栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会が県の委託により行っている。

③家庭向け冊子等の作成・配布

家庭教育資料「思春期の子どもを理解するために～小学校6年生保護者の皆さんへ～」の作成と配布不登校やいじめの問題などが大きくなってくる中学入学前の小学校6年生の保護者を対象に、家庭で子どもを教育することの重要性や思春期の子どもとの接し方についてまとめたハンドブックを作成し、22,000部を配布した。

また、小学校一年生の保護者を対象とした、家庭と学校とが子どもについて相互に理解を深められるような家庭教育ノート・れんらく帳「ほのか」を連合教育界と共同編集で作成し、頒布している。

④家庭教育オピニオンリーダーの養成

前述したとおり、家庭教育について自主的に学習や相談活動を行い、地域にねぎした支援や援助ができる人材を家庭教育オピニオンリーダーとして養成している。2007年度は、栃木県総合教育センターで全9回にわたる養成研修を実施し、42人のオピニオンリーダーが誕生している。

⑤とちぎ家庭教育支援フォーラムの実施

社会全体で家庭教育を支える県民の意識作りを目的として、県内4地区で家庭教育フォーラムを実施している。内容としては、家庭教育に関する後援や事例発表などで、2007年度は合計620人が参加した。

⑥家庭教育支援総合推進事業

家庭教育支援の充実を図るため、子育て支援のリーダーの養成や、家庭教育に関する学習機会の提供、父親の家庭教育への参加の促進を図ることを目的とした事業を国の委託により実施している。

この事業は県内の15団体への再委託により行われており、2007年度は、鹿沼市家庭教育振興会、かぬま子育てグループネットワーク、日光市教育委員会、真岡市PTA連絡協議会、矢板市教育委員会、都賀町、壬生市子育て支援実行委員会、下野市教育委員会、大平町教育委員会、野木町、岩舟町教育委員会、高根沢町、那須烏山地域家庭教育推進協議会が実施している。内容としては、地域家庭教育推進協議会を設置して、地域内の関係団体の連携をはかる一方、子育てサポーターの養成や、親学習プログラムの実施、子育て理解促進のための父親や中高生を対象とした交流プログラムなどを実施することになっている。

⑦家庭教育手帳

文部科学省が作成した「家庭教育手帳」を配布している。家庭教育手帳には、就学前の子どもを持つ保護者を対象とする「家庭教育手帳・乳幼児編」<ドキドキ子育て>、小学校一年から四年生の子どもを持つ保護者を対象とする「家庭教育手帳・小学生(低学年～中学年)編」<ワクワク子育て>、小学校5年から中学生の子どもを持つお保護者を対象とする「家庭教育手帳・小学生(高学年)～中学生編」<イキイキ子育て>の3種類がある。

3. 栃木県親学習プログラム

(1) 栃木県親学習プログラムの開発

栃木県では、2005(平成17)年度に、家庭教育支援事業の一つとして、親同士が交流しながら、子育ての悩みを解消したり、自分の問題点に気づいたりするとともに、子育てについて必要な知識やスキル等を主体的に学ぶことを目的とした参加型の学習プログラムを開発する目的で、とちぎ家庭教育支援事業運営協議会のもと、親学習プログラム開発委員会をおき、筆者はその副委員長としてプログラムの開発にあたった(委員長、津布楽喜代治宇都宮大学名誉教授)。栃木県が先進事例として参考にしたのは、大阪府の例である。大阪府では、平成14年度の府社会教育委員会議の提言として、子どもに関わる課題をはじめとするさまざまな課題に主体的に取り組むことを通して、大人自身が学び育つことができる「大人のまなび」のための総合的なプログラムが必要であると提言した。それを受けて平成15年度の府社会教育委員会議で「親学習プログラム研究開発委員会」を設置し、『「親」をまなぶ・「親」をつたえる』というタイトルの親学習プログラムを作成した。

表3 標準的なプログラムの流れ

時間	アクティビティの展開	
10～25分	○アイスブレイク ○グループ分け	○ワークや様々な手法で参加者の緊張や場の雰囲気や和やかにします。 ○メインの活動の導入として行うこともあります。 ○話し合い等の活動が行いやすい人数(4～6人)でグループを作ります
30分～70分	○ワークグループでの話し合いなど	○エピソードやデータ、写真などをもとに、個人やグループでワークを行います。
10～25分	○ふりかえり	○参加者自身の気づきや、他の参加者の意見を聞き、学習の整理、共有の場とします。

(プログラム p.2 より)

栃木県の親学習プログラムの基本的方針も子どもの理解や、子どもへの接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要なスキルや知識について、参加者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合い交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プロ

ラムにすることにし、委員が担当を決めてプログラムのたたき台を準備し、全体で検討し後、最終的には県教育委員会がプログラムとしてまとめた。冊子としては5000部作成されたほか、栃木県教育委員会のサイトからダウンロードすることもできる⁽⁴⁾。標準的なプログラムの流れとしては表3のようになっている。

(2) 親学習プログラムの内容

プログラムの特徴として以下の4点があげられる。

①参加型学習の学習者の主体的な学びを支援する学習プログラム

子育てに必要な知識やスキルを一方向的に教えるのではなく、交流や振り返りの中から、互いに学参加型学習を基本としている。この目的が果たされるためには、このプログラムを実施するファシリテーターの進め方が非常に重要である。そこで、プログラムの冒頭に「ファシリテーターのすべきこと、してきならないこと」として表4を提示した。

さらに、参加型学習の前提として重要な「尊重・参加・守秘の原則」について、参加者とも共有することが重要なので、表5のような参加者と共有すべき事項としての整理も行った。

表4 ファシリテーターのすべきこと、してはならないこと

<p>☆すべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促すこと ○一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かすこと ○全ての人が参加できるように配慮すること ○プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題について相談できる人を探しておくこと <p>☆してはいけないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ×参加者に発言を強要したり、故意に一部の人の意見のみを聞くこと ×参加者の発言を批評したり、自分の意見を押し付けること ×プログラムの中で知った参加者個人の情報を他の人に知らすこと
--

(プログラム p.1 より)

②子どもの発達段階・発達課題等にあわせた構成

全体の構成は、「Ⅰ 全保護者を対象としたプログラム」「Ⅱ 乳幼児期～小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象としたプログラム」「Ⅲ 小学校低学年～中学年の子どもを持つ保護者を対象としたプログラム」「Ⅳ 小学校高学年から中学生の子ども

を持つ保護者を対象としたプログラム」「V 中学生～高校生の子どもを持つ保護者を対象としたプログラム」「VI 将来親となる中学生～高校生を対象としたプログラム」の六章構成となっている。

③将来親となる中高生も学習の対象

②でみたようにテキストには、子どもの発達段階に応じた保護者別の部分の他に将来親となる中高生向けのプログラムも用意されている。この章には2つのプログラムがあり、ひとつは妊娠中のハンディキャップ疑似体験を通じて、子どもを持つということを考えるプログラム、もうひとつは、帰宅時間を巡る親や友人とのやりとりについてのエピソードを通じて、子どもからはわからない親の立場を考えるプログラムとなっている。

表5 尊重・参加・守秘の確認

<p>●学習を始める前に参加する方とともに確認しましょう</p> <p>尊重⇒参加者の互いの考え方や感じ方を尊重しよう</p> <p>○相手の意見に耳を傾けましょう。自分の気持ちにも耳を傾けてみましょう。</p> <p>○一人で話しすぎないようにしましょう。(時間の平等)</p> <p>○発言は強制ではありません。聞いているだけでも十分参加していることとなります。</p> <p>参加⇒プログラムに積極的に参加しよう</p> <p>○参加者全員で作っていく学習プログラムです。参加者一人ひとりが、積極的に参加するよう心がけましょう。</p> <p>守秘⇒プログラムで知った参加者個人の情報は持ち帰らない</p> <p>○学習プログラムという同じ機会を共有した参加者同士だから、安心して話げできたのです。そこで知った参加者個人の情報はその場において帰ることにして、他の人に話したりしないようにしましょう。</p>

(プログラム p.3 より)

④テキスト部分に加えマニュアル編としてねらいや留意点、具体的な活用展開例を整理

プログラム冊子の前半はテキスト編として、ひとつのプログラムがA4で2ページの見開きとなっており、そのままコピーなどして実施時に利用できるようなっている。また後半はマニュアル編となっており、プログラムごとに進め方の手順や留意点をA4で1ページにまとめた表が掲載されている。このマニュアル

を参考にして、ファシリテーターはプログラムを実施することができる。

4. 親学習プログラムの展開と効果

(1)実施の経過

2006(平成18)年度には「親学習プログラム」を効果的に実践するための指導者(親学習プログラムの内容を進行していく進行者、ファシリテーター)の養成研修を開始した(表6参照)。また、「親学習プログラム活用推進事業」として19ヶ所で親学習プログラム実施のモデル事業が行われた。また、2007(平成19)年度も親学習プログラム活用推進事業として、引き続き親学習プログラム指導者研修と親学習プログラム活用促進事業が取り組まれた。親学習プログラム指導者研修では、110人が受講を修了し、活用促進事業では県内約180ヶ所で親学習プログラムが行われ、参加者は全体で約6,900人にのぼっている。主な実施機会としては、就学时健康診断がもっとも多く、他にはPTA研修会、保護者会、家庭教育学級、乳幼児学級などとなっている。

表6 親学習プログラム指導者研修

第1回 【合同】	グループ協議「家庭教育支援上の課題」 講話「家庭教育の現状と課題、新たな親の学習支援“親学習プログラム”」 「子どもの発達と課題、発達段階に応じた親の役割」
第2回 【地区別】	演習・講話「“親学習プログラム”の理解」
第3回 【地区別】	演習・講話「ファシリテーターの役割・技術」
第4回 【地区別】	演習「プログラムの展開の実際」
第5回 【合同】	グループ協議「今後の活動に向けて」 講話「親の現状と親への支援のあり方」

(2)親学習プログラム実施の効果

2007年度の親学習プログラム活用推進事業モデル事業に参加した613人に対するアンケート結果から、親学習プログラムの効果について考察する。ただし、アンケートへの回答は参加条件ではなかったため、無回答も少なくないという制約がある⁽⁶⁾。

参加者の属性としては、女性が65%、男性が3%(不明32%)となっているが、プログラム実施の状況を観察した様子では、不明のほとんどは女性と推測される。年代としては、20歳代が9%、30歳代が42%、40歳代が11%と40歳代までの子育て真っ最中の世代が6割以上を占めている(不明37%)。

参加した事後の感想として、「楽しく参加できたか」という問いに対しては「できた」が75%、「まあできた」が24%と、ほとんどの参加者がプログラムに楽しく参加できたと回答している。「参加した他の人と交流できたか」という問いに対しては、「できた」が64%、「まあできた」が31%とほとんどの参加者が親学習プログラムを通じて他の参加者との交流がはかれたことがわかる。「子育てなどの参考になったか」という問いに対しては「なった」が74%「まあなった」が25%で合計すると99%とほぼ全員が親学習プログラムに参加することによって、子育ての参考となる何かを得ることができたことがわかった。さらに「子育てについて学ぶ機会がもっとあった方がよいですか」という問いに対しては、77%が「はい」と答えており、その選択肢のひとつとして親学習プログラムの果たす役割は大きいと考えられる。

自由記述で寄せられた感想では、「いろいろな人の子育て法や意見が聞け、悩んでいるのは自分だけではないと知ることができた」「これからはがんばろうという自信がついた」「もっと子どものことを見てあげようと思った」など、他の参加者との交流を通じ、自分の子どもとの関わりを見直すきっかけとなったことがうかがわれた。

さいごに

本論文では、家庭教育支援の中での親学習プログラムの位置づけ、栃木県における親学習プログラムの内容などについて整理をおこなった。栃木県で取り組んでいる親学習プログラムが子育て中の保護者の家庭教育の支援の一助になっていることを実践からみることができた。

今回は分析するまでには整理できていないが、実施していく中でいくつかの課題もみえてきている。例えば、プログラムの内容をとつてもいろいろな要望が寄せられている。標準的实施時間を1時間半としているが、そんなに長く時間がとれる実施機会は少なく、より短いプログラムの開発が必要である。また、親子のあり方は社会の変化とともに変化していくものであり、プログラムの中ですでに世の中の動きにあわなくなっているものもでてきている。そうしたものを今後どのようにアップデートしていくのかということも課題のひとつである。さらにファシリテーターの研修の問題がある。現在の体制では、親学習プログラム指導者養成研修を修

了したのちのスキルアップの機会がない。実践する人が個人的にまたはグループを作って学習をしている場合もあるが、個人的な努力では限界がある。2006(平成18)年には宇都宮大学教育学部学部長裁量経費の配分を得て、県教育委員会と協同でファシリテーターフォローアップ研修会を実施したが、全体の要望に応えられる規模での実施は難しい⁽⁶⁾。県全体として養成したファシリテーターをどう活用し、その方々の実践を通じて、どのように親学習プログラムを定着させていくのか、より明確なビジョンと推進策が必要となってきたといえるだろう。

注

- (1) 協議会の活動の詳細については(<http://www.hayanehayaoki.jp/>)を参照のこと。
- (2) 篠原秀章「栃木のふれあい学習」日本生涯学習学会生涯学習研究e辞典参照。
(<http://ejiten.javea.or.jp/content.php?c=TkRBM01ERXdNUT09>)
- (3) 栃木県サイトより作成(<http://www.pref.tochigi.jp/>)
- (4) <http://www.pref.tochigi.jp/education/shougai/suishinjikyuu/oya-pro.htm>よりダウンロード可能。
- (5) 栃木県教育委員会(2006)『平成18年度親学習プログラム活用推進事業-モデル事業報告-』p.20-21。
- (6) ファシリテーターフォローアップ研修会については宇都宮大学(2007:13-17)を参照のこと

参考文献

- 宇都宮大学教育学部(2006)『平成18年度学部長裁量経費実施報告書』pp.13-17
- 栃木県教育委員会(2006)『親学習プログラム』
- (2006)『平成18年度親学習プログラム活用推進事業-モデル事業報告-』
- (2007)『ふれあい学習推進資料5「とちぎの子どもを育む地域づくり」』
- 栃木県生涯学習審議会(2007)『栃木県の今後の生涯学習振興のあり方について～支え合う社会を創造する生涯学習～(答申)』
- 内閣府(2004)『平成16年版少子化社会白書』
- (2005)『平成17年版少子化社会白書』
- (2006)『平成18年版少子化社会白書』
- (2007)『平成19年版少子化社会白書』
- 文部科学省(2005)『平成17年版文部科学白書』